# 美幌町のパブリックコメント手続の概要

# 1 趣旨

パブリックコメント手続とは、町の基本的な政策等の策定に当たり、その策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、広く町民の皆さまからご意見をいただき、提出された意見を考慮して意思決定をするとともに、意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいいます。この制度は、政策等に対する町民の賛否を問うものではなく、あくまでも政策等の意思決定に当たり町民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をより良いものとするためのものです。

# 2 パブリックコメント手続きの対象

パブリックコメント手続の対象となる政策等は、基本的に町民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるような政策、施策などの案で、町内全域又は全町民を対象とするものとします。

- ・行政計画(町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その 他基本的な事項を定める計画)
- ・条 例(町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例)
- ・審査基準等(審査や処分等の基準、行政指導の指針)

# 3 意見を募る対象者

意見を提出できる方は、美幌町自治基本条例に定義する「町民」の方で、町内に在住されている方のほか、町内の事業所に勤務している方や町内の学校に通学している方、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。 ただし、意見を募集する政策等の内容により、別に条件を付すことがあります。

#### 4 案の公表方法

町のホームページに掲載するとともに、担当課などの指定する場所で閲覧できます。

# 5 案に対する意見募集

提出方法:直接提出、郵便、ファクシミリ、電子メールなど

募集期間:原則として、30日以上

# 6 意見に対する結果の公表

いただいた意見を、検討結果と併せて次のとおり公表します。(意見を提出いただいた 方への直接の回答はいたしません。)

公表内容: 意見の内容及び意見に対する町の考え方

(案を修正した場合は、修正内容)

公表方法:案の公表方法に準じます。

# 7 手続の流れ

